主 文

- 原判決を次のとおり変更する。
- 控訴人は被控訴人らに対し、金二三三万〇一二〇円及びこれに対する昭和五八 年三月二六日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 被控訴人らのその余の請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審を通じて一〇分し、その九を控訴人、その余を被控訴人 らの各負担とする。

事 実

申立て 第一

- 控訴人
- 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。 1
- 被控訴人らの請求を棄却する。 2
- 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。
- 被控訴人ら
- 1 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 当事者の主張及び証拠関係

次のとおり付加するほかは、原判決の事実摘示及び当審記録中の書証目録に記載のとおりであるから、ここにこれを引用する(ただし、原判決三枚目表四行目冒頭の「で原告らの毎月の」を「での間、すなわち昭和五七年一〇月分から昭和五八年 三月分までの被控訴人らの毎月二五日に支払われる」と改め、同五行目の「別紙」 の次に「選定者の各」を、同七行目末尾の「交付した」の次に「(チェック・オフ された組合費の明細は別紙「組合員毎の月例組合費及び一時金組合費」のとおりで ある)」を、九枚目表三行目の「組合員」の次に「で」を、同八行目の「ス労自主」の次に「は」を、二〇枚目表一〇行目及び二一枚目表三行目の「味」の次に 「鋺」を、同一行目の「〇〇」の次に「一一七九 〇〇」をそれぞれ加える) 控訴人

- 1 (一) 被控訴人らは選定当事者であり、判決の効力は選定者らに及ぶのであるが、原判決の主文第一項によれば、控訴人は選定当事者全員に計二五八万二九三〇 円とこれに対する遅延損害金を支払うべきこととされているにすぎないため、選定 者ら各人に対しては、これを頭数で案分した金額が支払われることになると解する ほかはない。ところが、原判決には、別紙「選定者の各損害額一覧表」が添付されていて、各人の損害額はこれによるというのであるから、本来選定者各人に対する 支払いは右損害額一覧表記載の金額となるべきはずである。このように原判決には 矛盾があり、そのため右主文では、判決の効力の及ぶ範囲を明確に確定することが できない。
- (二) 選定者らの選定書によれば、「第一審訴訟手続につき」被控訴人らを選定 当事者に選定する旨記載されており、右選定の効力は第一審である原審の訴訟手続 に限定されるべきものであるにもかかわらず、当審においては、被控訴人らが選定 当事者に選定された旨の選定書が提出されていないので、被控訴人らは選定当事者 としての地位にはない。
- 2 控訴人は、本件チェック・オフを停止することができない立場にあった。すな わち、
- (-)原審でも主張したとおり、控訴人とス労との間にはチェック・オフ協定が 存在しており、その規範的効力により組合員は個別的にチェック・オフ停止を申し 出ることはできない。
- (二) 仮にこれが認められないとしても、チェック・オフの法律関係を、労働組合と組合員が使用者に対し、それぞれ組合費の取り立て及びその支払いを委任するとの考え方(支払委任説)に立てば、チェック・オフが労働組合の利益も目的とされている以上、労働組合の承諾なしに組合員の一方的意思のみで右委任を解約する。 ことはできないし、また組合員が労働組合に対し、組合費相当額の賃金の受領権限 を授与するとの考え方(代理受領説)に立っても、チェック・オフは受任者である 労働組合の利益を目的としている以上、同じく組合員が一方的に委任を解約するこ とはできない。
- 仮に組合員の意思のみによりチェック・オフを停止することが許されると

の見解を採ったとしても、右意思に反してチェック・オフを継続したことが不法行為を構成するかはまた別の問題であり、控訴人には本件チェック・オフについてそ の責任はない。

なお、控訴人としては、後記事情があり、これが賃金の供託になるのか、組合費の供託になるのか、また債権者はス労か、ス労自主か、又はス労自主の組合員かさえも全く判断がつかず、供託をすることもできなかった。

3 本件チェック・オフについて控訴人には過失はない。本件で問題となっている チェック・オフが最初になされたのは昭和五七年一〇月二五日の給与支給日である から、被控訴人らの本訴請求が是認されるためには、少なくともその時点で被控訴 人らがス労を脱退したことを控訴人において了知できたことが必要である。しか 被控訴人らはス労を脱退したものではないとの主張を繰り返しており、一方、 ス労も被控訴人らから脱退届の提出を受けておらず、被控訴人らの脱退を否定して いたのである(被控訴人P1の本人供述等及び乙第七号証参照)。このように、当時 被控訴人らがス労を脱退したか否かについては、当事者の間でも混乱しており、もちろん外部からは明確な判断をすることができなかった。ス労の組合規約(乙第四三号証)では、ス労を脱退するには、理由を明記した脱退届の提出と中央執行委員 長の承認が必要と定められているが、仮に脱退届の提出がないにもかかわらず脱退 を認められる場合があり得るとしても、それは脱退届の提出に比肩すべきほどに脱 退の事実が明確になっていることが条件となろう。また、右時点においては、ス労 自主がいかなる組織であるか、その構成員、規約、役員等全く控訴人には分かって おらず、ス労からは被控訴人らの動きはス労内部の問題であり介入するなどの警告も受けており(乙第七号証)、ス労とス労自主がどのような関係にあるのかさえも控訴人には不明であった。ス労自主についての具体的な事情はその後に徐々に控訴 人に明らかになってきたにすぎない。このような状況のもとで中立の立場にあるべ き控訴人に被控訴人らの言い分が単にス労の分派活動の延長に当たるのか、又は新 たな組合組織の結成に当たるのかの判断を求めるのはそもそも無理であった。これ に対し、被控訴人らの側からこの困難を回避することは容易であったのに、前記の とおり被控訴人らはこの措置を採らなかったのであり、その責めを控訴人のみに負 わせるのは不当である。

ちなみに、昭和四九年六月、エッソ・スタンダード労働組合が結成されたときに、控訴人がチェック・オフを停止したのは、組合費引去停止依頼があっただけでなく、ス労からの脱退の事実が明白であったためである(乙第四九号証)。

4 被控訴人らは、その月の一五日までに申し出れば、当月分の給料からチェック・オフの開始、又は停止がなされることになっていたと主張するが、控訴人においては、給与調整項目の締切日はその月の一〇日とされており、したがって、一〇日までに右チェック・オフについての申し出があれば、当月分の給料から右申し出どおりの処理をすることができるが、一一日から一五日までの間に右申し出がなされたときは、処理手続が間に合わないことがあり、そのときには翌月分で調整することになっている。

ニ 被控訴人ら

1 控訴人主張1は争う。選定当事者の選定書に「第一審訴訟手続につき」と記載してあるのは、事件を特定するためにすぎず、選定の効力を第一審の訴訟手続に限定する趣旨ではない(最判昭五二年九月二二日判時八七三号三一頁参照)。2 控訴人主張2、3はいずれも否認ないし争う。控訴人の主張は、被控訴人らがス労から脱退したか否かとそれを控訴人が認識し得たかを区別せずに論じている。被控訴人らがス労を脱退したことは客観的事実として明白であり、控訴人はこれを確定的に認識していたのであり、また少なくともこれを認識し得たことは明らかというべきである。

控訴人は、本件チェック・オフを停止しなかった理由として、ス労自主に加入した者が判然としなかったことを挙げているが(ただし、エッソ大阪支部と四国分会連合会については、下部組織の全員がス労自主に加入したことを認めている。控訴

人平成二年八月一日付準備書面参照)、ス労自主結成通告書ないし加盟通告書(甲第二ないし第四号証、第七一号証の一ないし三参照)を受領し、かり労務組合の可可で説明も受けていあり、新組といるのでありないなどということはあり得ないしてであずあるまた。なら一言ス労自主側がはは明らから「組合費引去停止体はののののでは、ス労自主の組合員が出まである。を担けば直を加入の各個人から「組合費引去時したは、が、空話人にはス労自主の抗議にもかからなおは、本件のの指議にもかから、本にはス労自主が、大力を停止できなかったとの控訴人の右主張が、とを示しては、ス労と緊張関係にあったが、対しなとを緊張関係にあったが、対していたのは、ス労のうち後日ス労自主となったが、関組合を敵視する政策をとったのは、ス労のうち後国、これに対していたのはを訴人が労働組合を敵視する政策をとったの証をである。

3 賃金から組合費相当額を控除することができるのは、労働組合と使用者との間にチェック・オフ協定があるためではなく、各組合員の個別の承諾があるためであり、また各組合員はいつでもこれを撤回することができる。このことは、ス労の場合にも、組合員が控訴人に提出している組合費引去依頼書(甲第六九号証)に明記されているところである。

本件チェック・オブが許されないのは、被控訴人らがス労を脱退したためではな く、同人らが個別の右組合費引去依頼を撤回したことにある。

4 控訴人における賃金は毎月一日から月末までを一か月とし、毎月二五日に支払われており、組合費も同じく一日から月末までを一か月として、賃金支給日にその月分がチェック・オフされている。そして、組合費のチェック・オクの開始ないし停止は、その月の一五日までにその旨を控訴人に申し入れると、その月分の賃金からチェック・オフが開始又は停止されることになっており(甲第六九号証参照)、月の途中で加入・脱退があっても日割計算はされない扱いである。

理 由

出しなければならない旨の記載もなされていることが認められる)。

そこで、本件チェック・オフについてこれをみるに、ス労自主に属する支部・分連合会が関わませた。 会連合会が昭和五七年一〇月一二日、控訴人に対し、同月以降チェック・オフに係るス労組合費をス労に交付せず、右各支部・分会連合会が指定する銀行口座に入金 するよう申し入れ、また同年一一月五日には、所属組合員作成に係る控訴人宛の組 合費引去停止依頼書を添付した上で、同年一〇月二五日に支給された右組合員の賃金からス労組合費をチェック・オフしたことに抗議し、これを右指定する銀行口座に入金するよう申し入れをしたことは当事者間に争いがなく、この事実のほか、後記認定の各事情によれば、ス労自主が控訴人に対し同年一〇月一二日になした右申 し入れは、控訴人がス労自主に所属する組合員の賃金から引去ったス労の組合費を ス労に交付せず、ス労自主の指定口座に入金することを申し入れたものにすぎず、 右抗議書にはス労自主の支部・分会連合会の名前はあっても、組合員個人の名前す ら記載がなく、少なくとも右組合に所属する労働者からス労組合費のチェック・オ フ依頼の撤回を申し入れたものとは認められないのであって、ス労自主に所属する 組合員である被控訴人らから控訴人に対し右撤回の意思表示がなされたのは同年一 -月五日であるというほかはない。なお、成立に争いのない甲第一〇号証(原本の 存在も争いがない)、第七三号証の各一ないし五、第七四号証の一ないし二〇、第 七五号証の一ないし九、第七七号証の一ないし六、乙第八六、八七号証によれば、 右昭和五七年――月五日付の「組合費引去りについて」と題する書面(抗議書)に 添付されていたス労自主所属の組合員らの組合費引去停止依頼書は右書面に添付さ れていたものであるとはいえ、その文面からも明らかにス労組合費引去依頼の撤回 の意思が表明されているのであり、これをス労自主からの抗議にすぎず、組合費引 去依頼の撤回とみることができないとすることはできず、また、その作成日は同年 一〇月一二日末は同月一四日と記載されているのであるが(ただし、原判決派付選 定者目録に記載の選定者のうち、P2、P3の分については、日付の記載がない。ま た、右組合費引去停止依頼書には、作成者各人の署名又は押印がされている)、 書面が控訴人に提出されたのは右のとおり同年――月五日であるから、遡って右撤

回申し入れの効力が生じているとすることもできない。」と改める。 3 同一二枚目表七行目冒頭の「3」を「2」と、一三枚目裏八行目の「喪失した」から同一〇行目末尾までを「喪失しており、しかも前記認定のとおり、昭和五七年一一月五日には、被控訴人らはス労組合費引去依頼撤回の申し入れをしているのであるから、いずれにしても右時点以降に控訴人のした本件チェック・オフは違法であるといわなければならない。」とそれぞれ改め、一四枚目表三行目の「第一四」の次に「、一五」を加え、同五行目冒頭の「第五一」を「第五〇」と、同裏一行目の「第五八号証」を「第五九号証」と、同一二行目の「停止額」を「停止願」とそれぞれ改める。

同四行目の「明白」の前に「記録上」を加える。 二 以上の次第であって、控訴人は被控訴人らに対し、二三三万〇一二〇円及びこ れに対する前記不法行為の後の日である昭和五八年三月二六日から支払ずみまで民 法所定年五分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

よって、被控訴人らの本訴請求は、右認定の限度で理由があり、その余は失当として棄却すべきであるところ、これと異なる原判決は右異なる限度で不当であるら、これを右のとおり変更し(なお、控訴人は、原判決主文第一項のような形式の主文では、選定者らに対する判決の効力の及ぶ範囲が不明確であると主張するが、控訴人の不法行為により選定者らの被った損害額は別紙「選定者の各損害認定額一覧表」に記載のとおりであり、本判決主文第二項記載の金額はその合計額であるから、選定者ら各人に対し右判決の効力の及ぶ範囲は右損害認定額一覧表に記載の金額についてであるというべきであり、控訴人の右主張は採るを得ない)、訴訟費用の負担につき民訴法九六条、八九条、九二条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

石川恭 福富昌昭 竹中邦夫) (裁判官 別紙「組合員毎の月例組合費及び一時金組合費」省略 選定者の各損害認定額一覧表(単位は円) P 4 60, 930 2 P5 95, 280 3 P6 93, 690 4 P 7 71,080 5 P8 67, 210 Р9 6 90, 670 81, 700 7 P 10 86, 870 P11 8 78, 300 9 P 12 67, 390 10 P13 P 14 1 1 75, 350 12 P 15 74, 410 P16 65, 13 330 14 P17 67, 860 P 18 74. 15 170 83, 16 P 19 390 17 P 20 69, 380 P 21 18 73, 880 P 22 19 70. 230 P 23 70,820 20 P 24 2 1 58. 830 57, 2 2 P 25 690 23 P 1 75. 620 2 4 P 26 62, 160 25 P 2 73, 830 26 P3 72. 760

27

28

29

30

3 1

合計

P 27

P 28

P 29

P 30

P31

2.

76, 140

95, 940

79,050

78, 970

81, 150

330. 120